

様式 5

被 処 分 者	認 定 証 番 号	山梨県公安委員会 第 4 7 - 0 1 8 8 号
	自 動 車 運 転 代 行 業 者 の 名 称 又 は 記 号	神宮代行
	主 た る 営 業 所 が 所 在 す る 市 町 村	甲府市
処 分 年 月 日		令和 8 年 8 月 3 1 日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 1 2 条に規定する損害賠償責任保険（共済）契約を締結していたものの、保険（共済）掛金の未払いにより保険（共済）契約が失効した状態で、自動車運転代行業務を行ったこと。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 1 2 条及び第 2 2 条第 2 項
処 分 を 行 っ た 都 道 府 県		山梨県